

課外活動再開ガイドライン（2023.3月改訂）

※2023年4月1日以降適用

本ガイドラインは、本学の「新型コロナウイルスの感染拡大防止に関わる対応について（第19報）」に基づき改訂しました。

※新型コロナウイルス感染症について、季節性インフルエンザと同じ「感染症法上の5類感染症」に移行が予定されている2023年5月8日をめどに、以下の対策は再検討する予定があります。

1. 団体毎に、感染防止対策責任者（顧問教員(届出団体のみ)）、感染防止対策担当者（学生）を置き、感染防止対策担当者は、学生支援課からの指示・連絡があった際には部員（※）に周知すること。
※部員には、学生、社会人（学外）コーチ、他大学生等、活動に参加する者を含む。
2. 体調不良等の症状がある場合には、活動に参加しないこと。
3. マスクの着用は、個人の主体的な選択を尊重する。
なお、次のような場面では、マスクの着用が推奨されている。
 - ・通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。）に乗車する時（当面の取扱い）。
 - ・医療機関を受診する時
 - ・高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等を訪問するときなど。
4. マスクの着用に当たって、気温・湿度や暑さ指数が高まる時季においては、熱中症対策を優先すること。
5. 活動前後に手洗いや手指消毒の励行を推奨する。
6. 参加者の感染及び濃厚接触者が確認された場合は、活動を一時中止すること。
感染者及び濃厚接触者本人は感染防止対策担当者と保健管理センターへ連絡すること。
※保健管理センターへの連絡方法
「【学生用】新型コロナウイルス感染症に関する報告フォーム」に入力すること。
また、感染防止対策担当者は速やかに感染防止対策責任者（顧問教員(届出団体のみ)）および学生支援課学生支援係[gakusei.gakusei@ynu.ac.jp]へ連絡すること。
7. 飲食を伴う活動を行う場合は、基本的感染防止対策を行える環境で実施すること。
飲食の場面では感染リスクが通常時より高まることを意識すること。
8. 宿泊・合宿を伴う活動の場合は、感染防止対策が確認できる施設を利用すること。
9. 関係機関や種目関連団体が示すガイドライン、通知を順守すること。

- 1 0. 試合等のため入構する学外者については、本学と同様の感染対策を求めること。
また、感染者発生時等に備えて他大学団体等の代表者と連絡を取れるようにしておくこと。
- 1 1. 更衣室では速やかに着替え、滞在時間は最小限に留めること。
- 1 2. 身体接触，飲み物・タオル等の共有，唾や痰を吐くこと，共用器具を触れた手で顔を触れることは避けること。
- 1 3. 体育館、文化サークル共用施設、体育サークル会館等の利用時は、常時又は定期的に窓の開閉やファン等による換気をおこなうこと。

活動再開の手続き

1. 課外活動団体（届出・非届出共通）

「課外活動再開計画書」を活動再開希望日の3日前までに下記担当に提出して下さい。

※2022年度中に既に提出した団体は提出不要です。

提出方法：

団体代表者もしくは感染対策担当者のYNUアドレスから gakusei.gakusei@ynu.ac.jp へ送信して下さい。（タイトルを「団体名〇〇〇〇・活動再開計画書提出」と記載。）

なお、学生支援課学生支援係窓口提出も可とします。

提出後、学生支援係にて不備が確認された場合は、3日以内（土日祝除）にメールにて返信します。学生支援係からの返信が無い場合は、受理され、許可されたものとしてご理解下さい。

2. 個人単位の活動

学内施設を利用する場合は、下記担当窓口に申し出て下さい。

【注意事項】

- ・今後の感染状況によっては、再度、活動の全部又は一部を禁止とする場合もあります。
- ・計画に変更が生じた場合は、すみやかに再提出して下さい。
- ・施設を共用利用している団体については、双方でガイドライン等を確認し合い、施設共用利用団体全体として感染防止対策を行う意識を持って下さい。
- ・ガイドラインが順守されていないと判明した場合は、活動停止、施設（部室を含む）利用許可の取消、物品等支援対象外など厳正に対処します。
- ・対外試合を実施する場合は、施設管理上、3週間以上前までに学生支援課に申告して下さい。

担当：学務・国際戦略部学生支援課 学生支援係（学生センター2階）

連絡先：gakusei.gakusei@ynu.ac.jp